

◎戦没者の遺骨収集の推進に関する法律

(平成二八年三月三〇日法律第一二号) (衆)

一、提案理由 (平成二七年九月一日・衆議院本会議)

○渡辺博道君 ただいま議題となりました両案について申し上げます。

…………… (略) ……………

次に、戦没者の遺骨収集の推進に関する法律案について、提案の趣旨及び内容を御説明申し上げます。

本案は、戦没者の遺族等の高齢化が進展している現状において、いまだ多くの戦没者の遺骨の収集が行われていないことに鑑み、戦没者の遺骨収集の推進に関する施策を総合的かつ確実に講じようとするもので、その主な内容は、

第一に、国は、戦没者の遺骨収集の推進に関する施策を総合的に策定し、確実に実施する責務を有することとし、また、平成二十七年度以降十カ年間で、当該施策の集中実施期間として、必要な措置を講ずるものとする、

第二に、政府は、集中実施期間における戦没者の遺骨収集の推進に関する基本計画を策定しなければならないものとする、

第三に、国は、遺骨収集に必要な情報の収集等の推進及び遺骨の鑑定等に関する体制の整備等に必要な措置を講ずるものとする、

第四に、厚生労働大臣は、戦没者の遺骨の収容、送還等の業務を適正かつ確実に行うことができる認められる一般社団法人または一般財団法人を、全国を通じて一個に限り、当該業務を行う者として指定することができるものとする、
等であります。

本案は、本日の厚生労働委員会において、全会一致をもって委員会提出法律案とすることに決したものであります。

何とぞ、御審議の上、速やかに御可決いただきますようお願い申し上げます。

二、参議院厚生労働委員長報告 (平成二八年二月二四日)

○三原じゅん子君

…………… (略) ……………

次に、戦没者の遺骨収集の推進に関する法律案につきまして、厚生労働委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、今次の大戦から長期間が経過し、戦没者の遺族を始め今次の大戦を体験した国民の高齢化が進展している現状において、いまだ多くの戦没者の遺骨の収集が行われていないことに鑑み、戦没者の遺骨収集の推進に関する施策を総合的かつ確実に講ずるため、戦没者の遺骨収集の推進に関し国の責務を明らかにするとともに、戦没者の遺骨収集の実施に関し基本となる事項等を定めようとするものであります。

委員会におきましては、提出者である衆議院厚生労働委員長渡辺博道君より趣旨説明を聴取した後、自由民主党及び公明党を代表して島村大理事より、施行期日を平成二十

七年十月一日から平成二十八年四月一日に改める等の修正案が提出されました。

次いで、採決の結果、本法律案は全会一致をもって修正議決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し附帯決議が付されております。

以上、御報告申し上げます。

○委員会修正の提案理由（平成二八年二月一八日）

○島村大君 私は、ただいま議題となっております戦没者の遺骨収集の推進に関する法律案に対し、自由民主党及び公明党を代表して、修正の動議を提出いたします。

その内容は、お手元に配付されております案文のとおりであります。

これより、その趣旨について御説明申し上げます。

修正の要旨は、この法律の施行期日を「平成二十七年十月一日」から「平成二十八年四月一日」に改めるとともに、これに併せて、戦没者の遺骨収集の推進に関する施策を集中的に実施する期間を「平成二十七年度以降十箇年間」から「平成二十八年度から平成三十六年度までの間」に改めるものであります。

以上であります。

何とぞ委員各位の御賛同をお願い申し上げます。

以上です。

○附帯決議（平成二八年二月一八日）

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

- 一、戦没者の遺骨収集の推進に当たっては、戦後七十周年を迎え、戦没者の遺族の高齢化が進展している現状に鑑み、平成三十六年度までの集中実施期間において遺骨収集が確実に実施されるよう、職員の配置、関係行政機関との適切な連携など、遺骨収集のための体制を十分に確保するとともに、必要な財政上の措置を講ずること。また、事業の実施状況について、定期的に本委員会に報告を行うとともに、有識者会議において検討を行い、その結果や助言等を踏まえ、事業の在り方について適宜是正・改善を行いながら、事業を実施すること。
- 二、戦没者の遺骨収集や情報収集に当たっては、相手国の国民感情にも十分配慮した上で、関係国の政府等の理解と協力を得て実施すること。また、現地の事情に精通し、幅広い情報網を有する民間団体等との連携を強化し、支援すること。
- 三、戦没者の遺骨から抽出したDNA情報のデータベース化に当たっては、できる限り多くの遺骨の身元を特定し遺族に引き渡せるよう、遺族からの幅広いDNA検体の提供の仕組みについて検討すること。また、DNA情報を始めとする個人情報の管理に当たっては、漏えい、目的外使用等の事態が生じないよう厳格な措置を講ずること。
- 四、指定法人の指定に当たっては、遺骨収集及び情報収集に関する経験や知見に十分配慮し審査を行うこと。また、指定法人による業務が適正かつ確実に実施されるよう、指定法人に対する指導・監督に万全を期すとともに、その業務運営の透明性と適正な

実施を確保するため、指定法人から厚生労働大臣に提出される事業報告書及び収支決算書を公表すること。

右決議する。

三、衆議院厚生労働委員長報告（平成二八年三月二四日）

○渡辺博道君

……………（略）……………

次に、戦没者の遺骨収集の推進に関する法律案について申し上げます。

本案は、戦没者の遺族等の高齢化が進展している現状において、いまだ多くの戦没者の遺骨の収集が行われていないことに鑑み、戦没者の遺骨収集の推進に関し国の責務を明らかにするとともに、戦没者の遺骨収集の実施に関し基本となる事項等を定めることにより、戦没者の遺骨収集の推進に関する施策を総合的かつ確実に講じようとするものであります。

本案は、前国会において本委員会提出の法律案とすることに決定し、本院で原案のとおり可決された後、参議院に送付され、継続審査となっていたものであります。

今国会においては、去る二月二十四日、参議院において施行期日等を修正の上、本院に送付され、同日本委員会に付託されました。

本委員会においては、昨日、提案理由の説明を省略した後、採決の結果、本案は全会一致をもって参議院送付案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

以上、御報告申し上げます。

（注） 衆議院においては、第一八九回国会の委員会の審査は省略された。